

ヨーロッパにおける言語状況と言語教育

磯村尚弘

(愛知教育大学非常勤講師)

Language Situations and Language Educations in Europe

Naohiro Isomura

(Part Time Lecturer; Aichi University of Education)

(概要)

ヨーロッパでは 20 世紀後半以降地域語や少数言語の話者の減少、移民や難民の言語問題、そして英語の急速な普及といった問題に直面し、各国政府はこうした問題に対し様々な政策を行ってきた。一方欧州評議会や欧州連合は多言語主義や複言語主義を基本理念としてすべての言語を使用する権利を保障しつつ欧州の統合を進めていこうとしているが、言語間の格差といった問題を抱えている。

(キーワード) ヨーロッパの言語政策・欧州連合・欧州評議会

1. はじめに

「教養と教育」第 21 号において筆者は、複言語主義¹での理念に基づき、ドイツ語学習を通じて受講生に異文化への関心を促す授業を実践した実践報告を行った。授業内容に関連するドイツの文化や社会の実情の紹介を行うことで、ドイツ語を学習している受講生にドイツへの関心を持ってもらい、それによって受講生がドイツ語の学習を継続させることを目標とした²。

この授業実践報告の中で複言語主義の理念についても述べたが、複言語主義が成立し普及するうえでの背景にあるヨーロッパの言語状況や、欧州評議会(Council of Europe、以下 CoE と表記)と欧州連合(European Union、以下 EU と表記)における言語政策については十分に述べるができなかった。

そこで本稿を執筆するにあたりヨーロッパの言語状況のなかから特にフランスとドイツにおける 20 世紀後半以降の言語状況を調査し、さらに CoE と EU の言語政策について調査した。本稿ではその調査の結果を報告する。本稿は二つの部分からなる、まず 20 世紀後半以降のヨーロッパの言語状況と各国政府がとった言語政策について、フランスとドイツにおける事例を調査し報告する。次にヨーロッパの統合を推進する機関である CoE や EU といった

機関がヨーロッパ統合という理念のもとにどのような言語政策を提言し行ってきたのかを報告する。

2. 20 世紀後半以降のヨーロッパの言語状況

ここでは 20 世紀後半以降のフランスとドイツにおける言語状況について、3つの面から述べる。その3つとは、(1)地域語(ある地域でのみ使用されている言語)や少数言語の問題、(2)移民・難民の言語問題、そして(3)英語の影響である。

2-1. 地域語や少数言語の問題

20 世紀後半以降、ヨーロッパ各地で市場経済の発展及び工業化の進展による生活様式の急速な変化や、国家が定めた「標準語」が公教育により普及していくのに伴い、地域語や少数言語を使用する人々の減少が加速した。

例えばフランスのブルターニュ地方のブレイス語(ブルトン語)地域では 19 世紀以降フランス語の浸透により話者が減少していたが、1950 年代までフランス語による教育の影響を受けることなく、家庭でのブレイス語の使用は維持されていた。しかしそれ以降になると農業の工業化と市場経済の農村への急速な浸透が進み、これによる生活様式の変化でブレイス語が次第に使われなくなった。1999

年の調査では、ブルターニュ地方に住む大人の 12%のみがブレイス語を話していたという。³ 現在ブレイス語のモノリンガル話者はほとんどおらず、消滅危険性(ユネスコが 2009 年に発表した危機言語の度合い)の 4 段階のなかで言語の消滅の危険度が 2 番目に高い「重大な危険」にあるとされる。⁴

こうした地域語や少数言語が消滅する危機に対し、ヨーロッパ各地で地域語や少数言語の維持や継承活動が行われるようになった。また行政もこうした言語の維持や継承を支援する活動を行うようになる。

例えばフランスでは第二次世界大戦後ブルターニュや南フランスで、左翼政党の国会議員によって地域語の保護や地域語による教育を受ける権利を求める要求が起こった。1949 年に左翼政党 SFIO(労働者インターナショナル・フランス支部)の代議士モーリス・ディクソンヌを筆頭とする法案作成委員会が結成され、1950 年 3 月には「地方言語および方言の学校教育に関する法案」がディクソンヌにより国会に提出され、51 年 1 月に可決した。⁵ 福留邦浩はこの法案について「限られた地域言語に関して、わずかに週に 1 時限、正課外の科目として教授することを、「要望がある場合に」許可することを定めている」にすぎず、「地域言語を保存・促進する立場から見れば極めて不十分なものとどまる」とし、「さらに、この法律は、施行のための細則が定められず、1980 年まで、顧みられないままに放置されていた」と指摘している。⁶ またこの法案では地域語のうちバスク語、ブレイス語、カタルーニャ語、オクシタン語のみが対象となり、アルザス語やコルシカ語などの地域語は対象とならなかった。

こうした問題を抱えながらも、フランスでは公教育において地域語の教育が導入され地域語の維持と継承を支える政策がとられている。また標識や地名などの 2 言語表記、出版・メディアでの地域語の使用、さらには地域語での音楽や演劇の保護活動も活発に行われている。⁷

しかしこうした地域語の教育での導入や保護活動が行われても、日常生活で使用できる人材を育て、増やしていくのは非常に困難である。長谷川秀樹は、地域語が教育されても日常生活での使用にまで至っていないと指摘し、その理由として(1)初等・中等教育における地域語教育の不十分さ、(2)たとえ地域語教育が実施されていてもそのほ

とんどが選択科目であり、かつ英語やドイツ語、スペイン語などと同じ「現代語」科目として扱われ不利な立場に置かれている、(3)世代の差はあるが地域語や地域文化に対する劣等意識と根強いパリ中央志向が、地域語の習得に対して否定的傾向を見せている、(4)再生された地域語が母語世代の言語とは大きく隔たったり、地域語再生の際、地域内に著しい言語的多様性が見られたりしたことがあげられる、と指摘している。⁸

2-2. 移民と難民の言語問題

次に移民と難民の言語問題についてみていきたい。まずヨーロッパ、特に EU 域内における移民の状況についてと難民の状況について述べ、その後で各国政府の移民・難民に対する言語政策についてドイツの例をもとに述べる。

2-2-1. 移民の状況

第二次世界大戦後、ドイツやフランスなど西欧諸国は戦後復興の担い手として国外から多くの人々を労働者として受け入れてきた。

例えばドイツの場合 1950 年代以降に戦後復興の担い手としてイタリアやスペイン、ポルトガルといった南欧地域やユーゴスラヴィア、トルコから多くの移民を労働者として迎えた。同じくフランスも南欧やアフリカ、アジア、南アメリカから多くの移民を受け入れている。

EU 全体ではどうか。2001 年の段階で(当時の加盟国は 15 か国であった)、移民は全人口の 3.8%にあたる 1430 万人であった。そのうち 64%はヨーロッパの国々の出身であり、さらにそのうちの約 30%は EU 加盟国からの移民であった。⁹ ただしこの数字には移民の子孫たちは含まれていないので子孫も加えるとさらに多くの移民が EU 域内に定住しているということになる。

2-2-2. 難民の状況

一方難民であるが、特に 2015 年以降ヨーロッパ、特に EU 域内にシリア、イラク、アフガニスタンおよびアフリカ諸国から多くの人々が難民として流入し、難民登録を行った。EU のなかでもっとも多く難民を受け入れているのがドイツであり、ドイツは 2020 年には約 120 万人の難民を受け入れている。¹⁰ しかし難民の数は 2015 年以降急

速に拡大しており、彼らに対する財政支出も巨額であることからドイツ国民の不安や反発を招いている。

2-2-3. 移民・難民の言語状況

つぎにこうした移民や難民に対する言語政策について、ドイツの例をあげてみていく。

ドイツの移民と難民に対する言語政策であるが、これは2つあって、1つ目は大人を対象とした「統合講習(統合コース、Integrationskurs)」であり、2つ目が子供を対象に就学前から行われる、言語習得を促進する教育である。まず統合講習についてみていく。2005年に「連邦領域における外国人の滞在、職業活動及び統合に関する法律(滞在法)」が施行され、ドイツ在住の外国人で、ドイツで暮らし、社会参加するために必要なドイツ語能力が不十分である人を対象に統合講習が導入された。

この統合講習の目的は3つあって、1つ目はドイツ語能力が不十分な外国人に、ドイツ語を自立して社会生活が行える水準を満たす程度まで習得させること、2つ目はこの講習でドイツでの日常生活に必要な知識を伝えること、そして3つ目はドイツの法令、文化および歴史に関する知識を伝えることである。¹¹この統合講習は連邦政府の政策であって、「統合講習令」によりその実施が規定されている。講習の費用は政府が負担し、授業単位ごとに決められた額(2.35ユーロ)を講習提供団体に支払う。受講者の自己負担は1授業当たり1ユーロであるが、受講者が生活保護を受けている場合は免除されることがある。¹²この統合講習の参加資格者は、簡単なドイツ語による意思疎通ができない長期滞在の外国人や後期帰還移住者(Spätaussiedler、ソ連崩壊以降旧ソ連地域からドイツへ移住したドイツ系住民)などである。¹³統合講習は語学講習と市民教育コース(オリエンテーション)で構成されており、それぞれの試験に合格することで修了となる。

次に就学前の子どもに対して行われる、言語習得を促進する教育についてみていく。これは一般的なドイツ人の子供よりも幼稚園の通園率が低い移民や難民の子どもが、乳幼児学童保育総合施設を利用することを促し、早期の言語習得の促進に力を入れることを目標とした政策である。乳幼児教育の施設の運営は州および地方自治体の責任で行われるが、特に必要である地区の施設については、言語習

得の促進を行う職員を新たに採用できるよう、連邦政府が補助金事業を行っている。¹⁴

こうした言語政策であるが、外国人にドイツ語を教育する現場では様々な問題が生じている。平高史也は、受講する外国人が様々な背景を持った人たちであり、高学歴で学習に対する動機付けや意欲の高い人がある一方、様々な理由により初等教育も満足に受けられなかったためそもそも読み書きも満足にできず、アルファベットの習得にも時間がかかる人がいると指摘している。さらに平高は、出身国で教育を受け続けていれば中等教育の修了資格を得られたかもしれない青少年の学習者にとって、ドイツ語の学習を1から始めることにストレスを感じる受講者もいると指摘している。一方統合講習の教師については、このような受講生に教育を行うという重労働を行っているにもかかわらず待遇が悪く、統合講習の給与だけでは暮らしていけないという。¹⁵

2-3. 英語の影響

ここでは英語の影響について述べる。もともと英語はイギリスやアメリカの持つ政治的・経済的影響力もあってヨーロッパで有力な共通語として機能していたが、第二次世界大戦後は特にアメリカの政治的・経済的・文化的影響力を背景としてヨーロッパで急速に普及した。例えば映画や音楽といった分野での、アメリカの巨大資本を背景とした英語の浸透は、20世紀後半以降のグローバル化によって加速している。

クロード・アジェージュは、英語は世界のすべての言語の中で、人々の求めるニーズに最も密着して発展してきた言語であると指摘する。アジェージュは、アメリカでは物質生活や精神生活におけるニーズが次々と生まれ、それに応えるための科学技術が研究活動呼び起こしており、こうした中で誕生した英語の単語こそが、現代社会の欲求を実現していると指摘している。¹⁶

こうした英語の普及の事例として、教育における英語の急速な普及についてみていく。教育現場では20世紀後半以降英語の普及が急速に進んでいる。クロード・トリュショはウルリッヒ・アモンとグラント・マクローネルによってヨーロッパの21か国を対象にして行われた調査をもとに、高等教育での英語使用について指摘している。それに

よれば、オランダでは英語による教育は大学教育の2年目から組み入れられており、上級課程の免状ではそれが支配的になるまでに拡大している、という。¹⁷

さらにトリュショは、オランダ語連合が実施した調査も示しており、それによれば、英語はオランダの修士課程全体の教育言語として使用されており、修士課程の半数以上が英語のみで教育されていて、英語以外の外国語はほとんど使われていないという。¹⁸しかしこれでは英語が母語である人や研究および教育において英語を十分に運用できる人と、英語を十分に使えない人との間で深刻な格差が生じる恐れがある。トリュショによれば、いくつかの教育機関では入学を希望する学生に TOEIC750 点あるいは TOEFL500 点を要求しており、これは、この後で述べる CoE が策定した『外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ言語共通参照枠』の B1 レベルに相当する、という。¹⁹この基準は母語と英語との違いが大きいほど負担が増す基準であろう。またこうした措置は教員にも負担を与えており、トリュショによれば、英語の非母語話者である大学教員が英語で実際に仕事ができるようになるためには 10000 時間から 12000 時間かけて積極的に英語の訓練をする必要がある、という。そしてトリュショはこうした格差が、ヨーロッパではトップレベルの大学教育は英語で、より評価の低い大学はその大学のある国の言語で行うというように大学教育の序列化に向かい、フランスではもうその初期段階にあると指摘している。²⁰

さらに 20 世紀後半以降の世界経済のグローバル化により、多国籍企業において共通語として英語が使用されることとなり、こうした状況が英語の普及をさらに加速させた。そして英語が企業に勤める従業員のヒエラルキー化を招いている場合がある。

トリュショは、1998 年に北フランスのヴァランシエンヌ近郊に子会社を設立したトヨタ自動車の事例をあげている。従業員と管理職はフランスで募集されたが、社長および技術指導員は日本人であった。そしてトヨタは、フランス人の管理職には日本人の社員とのコミュニケーションのために英語を使うことを要求した。製造現場ではフランス語が用いられ、管理職や従業員と日本人社員とのやり取りでは英語や通訳を介して行われる。そのため日本語はほとんど使用されない。しかしトヨタの内部でキャリアを

積んで出世するためには日本語が重要になってくる。トリュショは、トヨタは機能によって言語を使い分けており、(トヨタは否定しているが)言語のヒエラルキー化が会社内に存在していると指摘している。²¹多国籍企業の内部では英語が共通語として機能する一方、言語による社員のヒエラルキー化が生じているのである。

その一方でヨーロッパの統合を推進する機関である CoE や EU では、統合の理念のもとでどのような言語政策を行ってきたのであろうか。

3. 欧州評議会(CoE)の言語政策

ここからはヨーロッパを統合する CoE と EU による言語政策についてみていきたい。

CoE は 1949 年 5 月に設立された国際機関である。イギリス、フランスなど西ヨーロッパの 10 か国が、第二次世界大戦への反省を背景に、議会制民主主義と法による支配の維持、そして人権の擁護を基本理念として、ヨーロッパでの平和構築を目標に設立された。その後加盟国は 2007 年までに 47 か国、オブザーバー国は日本を含む 5 か国となった。しかし 2022 年 3 月 16 日には、ロシアがウクライナへの軍事侵攻を理由に欧州評議会を追放されている。

この CoE における言語政策であるが、1954 年 12 月にパリで採択され、55 年 5 月に発効した「欧州文化協定 (European Cultural Convention)」に基づき、言語の多様性を維持し、市民が複数の言語を学習することを促進し支援するために行われてきた。本稿ではその政策の中から、CoE 加盟国だけでなく加盟国以外の言語政策、特に言語教育に大きな影響を与えている『外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ言語共通参照枠(CEFR、以降『参照枠』と表記)』と、「欧州現代語センター」の活動をとりあげて述べる。

3-1. 『参照枠』について

『参照枠』は CoE によって 2001 年に公開された。『参照枠』は、CoE 加盟国が複言語主義をもとにした言語教育を実現する際に用いられる、言語のレベル評価の枠組みであり、各加盟国で語学教育のプログラムを構築するために導入されている。また日本など CoE 加盟国以外でも、国際的に各言語の習得レベルを評価する基準として広く用

いられている。この『参照枠』のレベル設定は最も初歩的な A1 レベルから最も高いレベルである C2 レベルまで 6 段階あり、それぞれのレベルで学習者ができなければならないことが具体例を挙げて設定されている。そのためレベルごとに、どれだけ単語を知っているか、やどのような文法を知っているかが問われるのではなく、学習している言語を用いて「何ができるのか」が問われ、評価される。

この『参照枠』の基礎となったのが、CoE のプロジェクトで 1975 年以降進められた、英語をはじめとした各言語による「敷居レベル(The Threshold Level)」の開発であった。この敷居レベルとは、言語学習者が学習している言語で適切なコミュニケーションをとるために、少なくとも何ができればよいか、という敷居(threshold)にあたるレベルを示したものである。この敷居レベルでは、日常生活において一人でコミュニケーション行動をとることが目標に掲げられ、そのために必要なトピック、機能、概念、語彙、文法項目が示されている。例えば機能としては「賛同、反対する」「感情を表す」などといった表現をする方法が示されており、これができることで敷居レベルを満たしているということになる。²²そしてこの敷居レベルの開発は、1970 年代後半以降、ロールプレイやディスカッションを通じて学習者のコミュニケーション能力の向上を図ることを目的とした教育法である「コミュニケーション・アプローチ(Communicative Approach)」の普及を促した。

ところで山本冨里は『参照枠』の本質的な機能を 3 つあげている。1 つ目は「カリキュラム、教育プログラム設定、教材、知識の評価に対する共通基準の全体を通じて、言語教育に一貫性と透明性を打ち立てられるようにすること」²³であり、2 つ目は「言語間、教育部門間、国境を挟んだ国々間のコミュニケーションを容易にするようなやり方で、言語の専門家の間に共通の述語や思考の基礎を提供する」²⁴ことであり、3 つ目は「言語計画を相互に関係づけ、国内外の協調をすすめる共通参照地点となる」²⁵ことである。

さらに CoE は 2007 年に異文化理解や複数の言語の学習を推進するための指針として『多言語主義から複言語主義へ：ヨーロッパ言語教育策定ガイド』を刊行し、複言語主義・複文化主義の振興を図っている²⁶。

3-2. 「現代語センター」の活動

CoE は言語教育や教員の研修の支援も積極的に行っており、1994 年にはオーストリアのグラーツに「欧州現代語センター(European Centre for Modern Languages、以下 ECML と表記)」を設立した。このセンターにはヨーロッパの 35 か国が加盟しており、加盟している国々の言語教育の推進や人材の育成への支援を行っている。

杉本明子は ECML の役割について、「ヨーロッパの言語政策の履行と現代語の教育・学習への革新的なアプローチの促進であると定義されている」²⁷とし、その主要な目的について「現代語の学習と教育の実践に焦点を当て、それらの支援・改革をすること」、「この分野に関わる様々な専門家の間の対話や情報交換を促進すること」、「言語政策や言語教育を推進する人材を育成すること」、そして「関連機関のネットワークや研究プロジェクトを支援すること」の 4 つを挙げている²⁸。

4. EU の言語政策

ここでは EU の言語政策についてみていく。EU は、1951 年に創設された欧州石炭鉄鋼共同体(ECSC)と、1957 年に創設された欧州経済共同体(EEC)および欧州原子力共同体(Euratom)を統合し、1967 年に成立した欧州共同体(EC)から発展したもので、1993 年当時の EC 加盟国 12 か国が批准したマーストリヒト条約により発足した。発足後 2022 年現在でヨーロッパの 27 か国が加盟している。そして EU は、EU 域内での共通通貨(ユーロ)の導入、単一市場の発展、域内における人や物、サービスそして資本の自由な移動の確保、域内の貿易、農業、漁業に関する共通の政策などを行い、国家の枠を超えた欧州地域を統合した組織として活動している。

EU の公用語についてであるが、27 か国の 24 言語である。多言語主義に基づき公用語の通訳と翻訳の専門部局があり、公文書は原則としてすべての公用語で作成されている。ただしすべての公文書がその対象であるわけではない。駐日欧州連合代表部によれば、例えば欧州委員会の場合、法令やその他公共性の極めて高い重要文書はすべての公用語に翻訳されるが、その割合は全公式文書の 3 分の 1 程度である。残りの文書(例えば、ある特定の加盟国当局や団体・個人に宛てた文書、個別具体性の高い報告書、作業

文書など)については、必要と目的に応じた選択的な翻訳が行われている。また作業文書については英語、ドイツ語、フランス語で作成される。ただし欧州委員会あての文書はどの公用語で書かれてもよいとなっている。²⁹

つぎに EU の主要機関についてみていきたい。EU には 7 つの主要機関がある。まず EU の最高政治機関は EU 委員会委員長と欧州議会常任議長、そして加盟国首脳により構成される「欧州理事会(The European Council)」である。次に立法については、EU の活動を監督し法令を制定する「欧州議会(The European Parliament)」があり、個別の分野に関しては加盟国政府の閣僚で構成される「EU 理事会(The Council of the European Union)」がある。ここでは個別分野に関する法律が制定され欧州議会と立法権を共有している。このほかにも司法については「EU 司法裁判所(The Court of Justice of the European Union)」、金融については「欧州中央銀行(The European Central Bank)」そして会計監査については「欧州会計監査院(The Court of Auditors)」といった機関がある。

そして EU の行政府にあたるのが「欧州委員会(The European Commission)」である。EU 域内の言語政策はこの欧州委員会の「教育・文化総局」が担当しており、この総局の下で多言語主義に基づく諸政策を行っている。2007 年 1 月より同総局内に「多言語部局」が開設され、EU の公用語についての専門家の育成を促す多様な活動を行っている。

この EU における言語教育に関しては、杉谷眞佐子によれば「マーストリヒト条約第 126・127 条で「言語教育の改善により「教育のヨーロッパ的次元」を実現し、市民のモビリティを育成する」ことを普通教育・職業教育の主要課題」³⁰と位置付けており、一連の政策を推進している。さらに欧州基本権憲章第 22 条で「連合は、文化、宗教および言語の多様性を尊重するものとする」³¹とあり、文化、宗教、言語の多様性を尊重しつつ統合するとしている。

4-1. 「ソクラテス」計画

EU は欧州基本権憲章に基づき、EU 域内の諸国民が言語や文化、宗教の多様性を尊重し、これを維持する精神を持つように教育する政策を進めてきた。こうした教育を推進するプログラムとして構築されたのが「ソクラテス

(Socrates)」である。欧州委員会の教育・文化総局は 1995 年以降「ソクラテス」で総合的な教育プログラムを提供している。³²「ソクラテス」はさらに 4 つの領域に分かれており、それぞれ(1)高等教育を対象とした「エラスムス(Erasmus)」(ヨーロッパ以外の国を対象としたエラスムス・ムンドゥス(Erasmus Mundus)もある)、(2)初等・中等教育を対象とした「コメニウス(Comenius)」、(3)言語教育推進のための「リングア(Lingua)」、(4)生涯教育を対象とした「グルンドヴィ(Grundvig)」である。このなかで(3)のリングアについてみると、杉谷によればこれはいわば「外国語教育方法自体」の改善・情報普及を対象とするもので、この領域はさらに「リングア 1」と「リングア 2」に分かれており、「リングア 1」では外国語学習が持つ意義・有益性への認識の強化、学習リソースへの平易なアクセス方法の開発、教育政策関係者に対する新しい教育方法の情報の提供などを行い、「リングア 2」では、外国語教育の斬新な構想、教材・教授法の開発、少数言語のための教材開発、市場に乗りにくい教材や教授法の普及を推進している。³³

4-2. EU の言語政策の問題点

このように EU は多言語主義にもとづいて様々な政策を行っているが、これについて問題点もある。例えば橋内武は EU の言語政策の問題点について 2 つ指摘している。まず 1 つ目は加盟国の増加とともに EU 諸機関で用いられる実務言語が英語に偏ってきているという点である。英語偏重になることで多言語主義という理念と矛盾するという問題が生じている。そして 2 つ目は EU の公用語の間で言語人口に格差があることである。例えば公用語に指定されているアイルランド語は 7 万人の話者しかいない一方で、公用語として認められていないカタルーニャ語は約 500 万以上の話者がいる。こうした格差に対して不満が生じている、という。³⁴

5. まとめ

ヨーロッパはもともと多言語が使用されている地域であるが、20 世紀後半以降ヨーロッパでは地域語や少数言語の保護、移民や難民の言語問題、そして英語の急速な普及といった問題に直面する。各国政府は地域語や少数言語

を保護し次世代へと継承していく政策と、移民や難民への言語教育を、様々な問題を抱えながらも行ってきた。次に第二次世界大戦後以降、アメリカの政治的・経済的・文化的影響力の拡大を背景とした英語の急速な普及が及ぼす影響が年々増大していることについてみてきた。その一方で CoE や EU は多言語主義や複言語主義を基本理念としてすべての言語を使用する権利を保障しつつ欧州の統合をさらに進めていこうとしているが、内部では言語間の格差といった問題を抱えており、現在でもこうした問題の解消に取り組んでいるのである。

注

1. 複言語主義とは、個人の持つ言語能力に注目し、個人が複数の言語を、完璧さを目指すのではなく様々なレベルで学び、用いることを積極的に推進し、評価する姿勢を指す概念である。この複言語主義と似た概念で多言語主義というものがあるが、これは地域や社会に注目してある地域や社会で複数の言語が存在している状況を表す概念である。
2. 磯村尚弘「異文化への関心を促すドイツ語教育の授業実践」『教養と教育：共通科目研究交流誌』（愛知教育大学 学部時間割編成専門委員会 共通科目研究交流誌編集部会）第 21 号（2021 年 10 月）：37-44 頁。
3. クロード＝トリュショ『多言語世界ヨーロッパ：歴史・EU・多国籍企業・英語』西山教行・國枝孝弘・平松尚子訳（大修館書店、2019 年）、70 頁。
4. 原聖「ブレイス語」『ふらんす』2022 年 3 月：13 頁。
5. 長谷川秀樹「現代フランスにおける言語問題：地域語と欧州少数地域言語憲章をめぐって」『立命館国際研究』（立命館大学国際関係学会）第 12 巻 3 号（2000 年 3 月）：219 頁。
6. 福留邦浩「デクソンヌ法制定の政治的背景－フランス社会党 SFIO の動向をめぐって」<<https://www.kansai-u.ac.jp/minority/boundary12-4.html>>、『関西大学マイノリティ研究センター』<<https://www.kansai-u.ac.jp/minority/index.html>>、2022 年 5 月 28 日検索。
7. 佐野直子「多彩なるフランスの地域言語」『ふらんす』2022 年 3 月：4 頁。
8. 長谷川秀樹「現代フランスにおける言語問題」、220 頁。
9. トリュショ「多言語世界ヨーロッパ」、74 頁。
10. UNHCR 日本「数字で見る難民情勢」<https://www.unhcr.org/jp/global_trends_2020>、『UNHCR 日本』<<https://www.unhcr.org/jp/>>、2022 年 5 月 29 日検索。
11. イルメリン＝キルヒナー「ドイツの在住外国人に対する言語学習制度」『自治体国際化フォーラム』（自治体国際化協会）第 272 号（2012 年 6 月）：6 頁。
12. 同上、7 頁。
13. 同上、6 頁。
14. 同上、7 頁。
15. 平高史也「ドイツにおける移民のための統合コース」『民博通信』No.135（2011 年 12 月 28 日）：11 頁。
16. クロード＝アジェージュ『共通語の世界史：ヨーロッパ諸言語をめぐる地政学』糟屋啓介・佐野直子訳（白水社、2018 年）、54 頁。
17. トリュショ「多言語世界ヨーロッパ」150 頁。
18. 同上、150 頁。
19. 同上、152 頁。
20. 同上、153 頁。
21. 同上、126-128 頁。
22. ヨーロッパ日本語教師会、国際交流基金編『ヨーロッパにおける日本語教育と Common European Framework of Reference for Languages：日本語教育国別事情調査』（国際交流基金、2005 年）、36 頁。
23. 山本冴里「欧州評議会による言語教育のための取り組み（概要）」細川英雄、西山教行編『複言語・複文化主義とは何か：ヨーロッパの理念・状況から日本における需要・文脈化へ』（くろしお出版、2016 年）、9 頁。
24. 同上、9 頁。
25. 同上、9 頁。
26. 欧州評議会言語政策局『言語の多様性から複言語教育へ：ヨーロッパ言語教育政策策定ガイド』山本冴里訳（くろしお出版、2016 年）。
27. 杉本明子「世界の言語研究所(13) 欧州現代語センター（オーストリア）」『日本語科学』（国立国語学研究所）13（2003 年 4 月）：123 頁。
28. 同上、123 頁。
29. EU MAG「EU では何語が話されているのですか？

< <https://eumag.jp/questions/f0712/#note02>>

『EU MAG』 < <https://eumag.jp/>> 2022年5月28日
検索。

30. 杉谷眞佐子『EUの言語教育政策』関連事項の解説
大谷泰昭編集代表『EUの言語教育政策』(くろしお出版,
2010年), 2頁。
31. 衆議院憲法調査会事務局『欧州憲法条約: 解説及び翻
訳』(衆議院憲法調査会, 2004年), 88頁。
32. このプログラムは2000年から「ソクラテスII」とな
り、2007年以降は「生涯学習プログラム」に統合され
た。このプログラムはほぼ7年おきに策定されており、
2007-13年と2014-20年までのプログラムがこれまで
に実施されている。
33. 杉谷眞佐子「EUの言語教育政策」, 3頁。
34. 橋内武「欧州連合と欧州評議会の言語(教育)政策」『国
際文化論集』(桃山学院大学国際文化学会)第43号(2010
年12月): 56頁。

参考文献

アジェージュ, クロード『共通語の世界史: ヨーロッパ諸言
語をめぐる地政学』糟屋啓介・佐野直子訳, 白水社, 2018
年(原本: Claude Hagège. *Le souffle de la langue : voies
et destins des parlers d'Europe*. Paris: Odile Jacob,
1992, 2000, 2008.)

EU MAG「EUでは何語が話されているのですか?」 <
<https://eumag.jp/questions/f0712/#note02>>
『EU MAG』 < <https://eumag.jp/>> 2022年5月28日
検索

ヨーロッパ日本語教師会, 国際交流基金編『ヨーロッパに
おける日本語教育と Common European Framework of
Reference for Languages : 日本語教育国別事情調査』
国際交流基金, 2005年

橋内武「欧州連合と欧州評議会の言語(教育)政策」『国際文
化論集』(桃山学院大学国際文化学会)第43号(2010年
12月): 51-70頁

原聖「ブレイス語」『ふらんす』2022年3月: 12-14頁
長谷川秀樹「現代フランスにおける言語問題: 地域語と欧
州少数地域言語憲章をめぐる」『立命館国際研究』(立

命館大学国際関係学会)第12巻3号(2000年3月): 455-
472頁

平高史也「ドイツにおける移民のための統合コース」『民
博通信』No.135(2011年12月28日): 10-11頁

福留邦浩「デクソンヌ法制定の政治的背景—フランス社会
党 SFIO の動向をめぐる」 <[https://www.kansai-
u.ac.jp/minority/boundary12-4.html](https://www.kansai-u.ac.jp/minority/boundary12-4.html)>, 『関西大学マ
イノリティ研究センター』 <[https://www.kansai-
u.ac.jp/minority/index.html](https://www.kansai-u.ac.jp/minority/index.html)>, 2022年5月28日検索

イルメリン=キルヒナー「ドイツの在住外国人に対する言
語学習制度」『自治体国際化フォーラム』(自治体国際化
協会)第272号(2012年6月): 6-7頁。

磯村尚弘「異文化への関心を促すドイツ語教育の授業実践」
『教養と教育: 共通科目研究交流誌』(愛知教育大学 学
部時間割編成専門委員会 共通科目研究交流誌編集部
会)第21号(2021年10月): 37-44頁

欧州評議会言語政策局『言語の多様性から複言語教育へ:
ヨーロッパ言語教育政策策定ガイド』山本冴里訳, くろ
しお出版, 2016年

トリュショ, クロード『多言語世界ヨーロッパ: 歴史・EU・
多国籍企業・英語』西山教行・國枝孝弘・平松尚子訳, 大
修館書店, 2019年(原本: Claude Truchot. *Europe :
l'enjeu linguistique*. Paris : La documentation
française, 2008.)

大谷泰昭編集代表『EUの言語教育政策』くろしお出版,
2010年

佐野直子「多彩なるフランスの地域言語」『ふらんす』2022
年3月: 4-6頁

衆議院憲法調査会事務局『欧州憲法条約: 解説及び翻訳』
衆議院憲法調査会, 2004年

UNHCR 日本「数字で見る難民情勢」

<https://www.unhcr.org/jp/global_trends_2020>,

『UNHCR 日本』 <<https://www.unhcr.org/jp/>>, 2022年
5月29日検索